

上尾市保育課及び保育所公式ツイッター運用基準

令和 3 年 6 月 1 日
子ども未来部保育課長決裁

1 目的

この基準は、上尾市公式ソーシャルメディア運用ポリシーに基づき、子ども未来部保育課（以下、「保育課」という。）が取得した上尾市保育課公式ツイッターアカウント（以下、「保育課アカウント」という。）及び上尾市立保育所公式ツイッターアカウント（以下、「保育所アカウント」という。）の運用に関する事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この運用基準において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) ツイッター

インターネットを利用して 140 字以内の短い文章を、不特定多数に公開する手段。

(2) 公式ツイッター

上尾市が設置・運用するユーザー名から発信するツイッター。

(3) アカウント

ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名。

(4) ツイート

ツイッターに文章を投稿すること、及びツイッターに投稿した文章。

(5) フォロワー

他のユーザーのツイートを常に自分が受信できるようにアカウントを登録すること。

(6) リツイート

ツイッターを利用しているユーザーが、他ユーザーの投稿した文章を引用してツイートすること、及びその文章。

3 公式ツイッターアカウントの管理者

保育課アカウント及び保育所アカウントの管理者は保育課長とする。

4 運用方法

(1) 上尾市公式ソーシャルメディア運用ポリシーに基づき情報を発信する。

(2) 保育課アカウント・保育所アカウントでは、次の情報を発信できる。

ア 災害発生時もしくは災害発生の恐れがある場合の緊急情報

イ 災害発生時における保育課所管施設の人及び施設の被災（被害）状況

ウ 保育課及び保育課所管施設が実施する公開行事等に関する情報

エ 緊急を要する重要な情報やニーズの高い情報、周知する必要の高い情報

オ その他、保育課長が必要と判断した情報

- (3) ツイートを行う手順は、原則として次のア～ウのとおりとする。
- ア 情報発信については保育課長の承認を必要とする。
 - イ 発信者は、発信する情報の内容を確認した上でツイートする。
 - ウ ツイート後、発信者はスマートフォンや事務用パソコン等でツイート内容を確認し、修正や追加内容がある場合は、速やかにこれを行う。
 - エ 発信後、発信の内容及び日時を速やかに保育課に連絡する。
- (4) 保育所アカウントについて、次に掲げるものは情報発信の緊急性やツイッターの特性を考慮し、事前の保育課長の承認なしに各保育所長の判断で情報発信できる。
- ア 既に保育所アカウントで周知されている事項について、再度発信する場合。
 - イ 行事等の状況・結果等について情報発信する場合。
 - ウ 震度4以上の地震発生時に保育所の状況について情報発信する場合。
 - エ その他緊急に周知を図る必要のある情報で、保育課長の決裁までに時間的余裕がない場合。ただし、この場合には直近の定例所長会または所長連絡会において、その旨を報告する。

5 運用上の注意事項

(1) 情報を発信する際の留意点

- ア 発信した情報は、不特定多数のユーザーが閲覧可能であり、また、ひとたび拡散すると完全には削除できなくなるということを十分留意し、情報の発信には細心の注意を払うこと。
- イ 誤解を与えない、分かりやすく簡潔な情報の発信に努めること。
- ウ 他の情報を引用する場合、その情報の出所及び引用箇所を明示すること。
- エ 発信された情報は上尾市の公式な発言となることを常に意識し、発信すること。
- オ 発信によって他者に誤解を与え、もしくは他者を傷つけた場合、発信者及びアカウント管理者は誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- カ 保育課・保育所アカウントでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのツイートに対する返信や、他アカウントに対するリツイート、フォローなどは、原則として行わない。
ただし、政府機関、地方公共団体等の発信する関連情報については、保育課長の判断の下、必要に応じてリツイートを行う。
- キ 各種法令、職員の服務に関する規程及び職務上知り得た情報に関する守秘義務を遵守し発信すること。
- ク 保育課・保育所アカウントのツイートに対するリツイートやその他読者の反応については、必要以上に関心を持たないこと。また、悪意や攻撃性を持った反応があった場合、冷静に対応し、無用な議論とならないよう努めること。

(2) 禁止事項

- ア 緊急性のない業務時間外の利用
- イ 業務目的外（私的）の利用
- ウ 誹謗中傷による名誉棄損行為や基本的人権、著作権、肖像権その他権利侵害行為に当たる発信
- エ 人種、思想、信条、職業等で差別または差別を助長するような発信

- オ 違法行為または公序良俗に反する発信及びそれらを助長するような発信
- カ 職務上知り得た秘密や個人情報、日時・場所の特定が可能となる情報や写真等の画像の発信
- キ 信頼性が確保できない情報や施策の意思形成過程に係る情報の発信
- ク 発信者や第三者の個人的見解に基づく発信
- ケ パスワードを漏洩する等、上尾市の情報セキュリティーを脅かす恐れのある行為
- コ 保育課長の承認のないアカウント設定等の変更

(3) 成りすまし等への対応

保育課・保育所アカウントが上尾市公式アカウントであることを上尾市 Web サイトに掲載し、成りすましでないことを証明する。

また、成りすましを発見した場合は、上尾市 Web サイトにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

附 則

この基準は、決裁日から施行する。なお、従前の「上尾市保育課・保育所公式ツイッター運用内部規約」は廃止する。